日本の税制

歴史・理論・改革

加藤睦夫 著

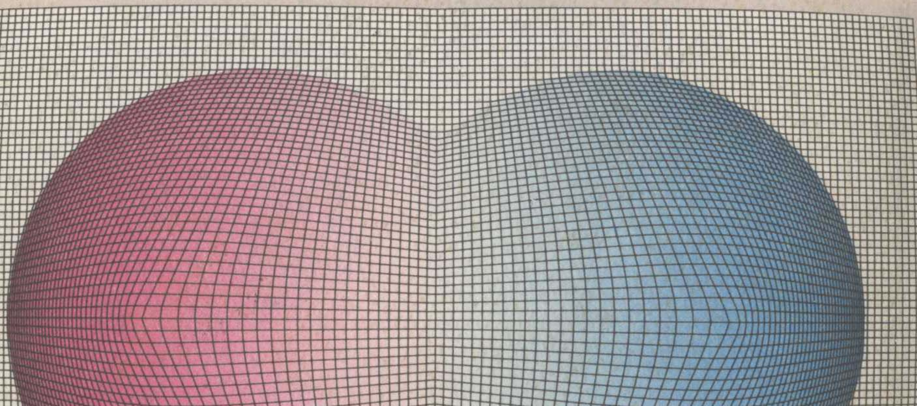

大月書店

日本の税制

歴史・理論・改革

加藤睦夫 著

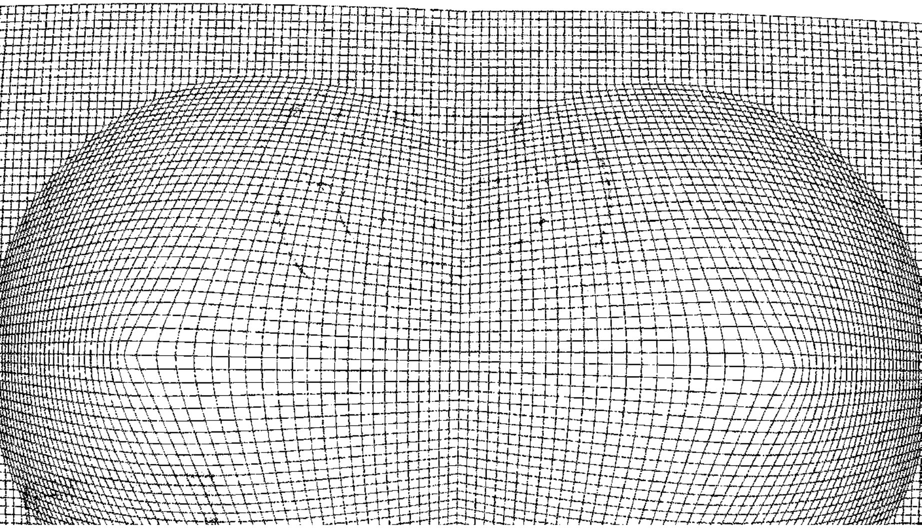

加藤睦夫（かとう・むつお）

1922年，山梨県に生まれる．
1948年，東京大学卒業．大蔵省官房調査課を経て，1959年から1986年まで立命館大学に勤務．
立命館大学名誉教授．

［主な著書］
『財政学講座』第3巻（共同執筆，有斐閣，1964年）
『日本経済の財政理論』（青木書店，1978年）
『財政学概論』（編著，有斐閣，1978年）
『講座・今日の日本資本主義』第5巻（共同執筆，大月書店，1982年）
『現代日本財政論』（編著，ミネルヴァ書房，1988年）
ほか多数．

日本の税制――歴史・理論・改革――

1989年10月13日第1刷発行

定価はカバーに表示してあります

編　者©　加　藤　睦　夫
発行者　平　智　亨

〒113 東京都文京区本郷2-11-9
発行所　株式会社　大　月　書　店
印刷　太平印刷
製本　中條製本
電話（営業）3813-4651（編集）3814-2931／振替 東京3-16387
FAX 3813-4656 3814-2926

Printed in Japan

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製（コピー）することは法律で認められた場合を除き，著作者および出版社の権利の侵害となりますので，その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めてください

ISBN4-272-11062-4 C3033

まえがき

わが国の租税問題は、中曽根元首相がいわゆる〝シャウプ以来の改革〟と称した、税制改革のさなかにある。自民党やいまの政府の、この税制改革にかける執念は大変なものであるが、それにもかかわらず、この改革が思うように進んでいるとはとても言えない。事は税金の問題だけにとどまらず、戦後四〇年におよぶ自民党の政治支配を、根底から揺り動かしつつある。

本書は、すべての日本国民にとって、のっぴきならない課題となった今日の租税問題を、その歴史、理論、そして改革論に即して、また最後に現局面の特徴づけを付して、租税問題の本質に迫ろうとする試みである。本書の構成や叙述のしかたについては、「あとがき」に譲り、ここでは、自民党や政府の税制改革案の基本を概括しておきたい。税制改革案の基本点をどうみるかということが、本書の考え方を貫くものとなっているからである。それは、要約して次の二点にしぼることができよう。

第一点は、所得の総合把握を基底として、所得の大小に応じて累進的な負担（それは他方では最低生活費の免税も含む）を求めるという、いわゆる所得税中心主義の放棄である。それは狭義の個人所得税だけでなく、低率で比例的な税率を課するという形で、法人とくに大企業への課税の軽減として貫かれていることにとくに注意を払う必要がある。戦後の日本税制は、とにもかくにも、総合累進という所得税中心主義を採用し、他方では、高度成長期を過ぎるころから大企業税負担の合理化を部分的であれ受け入れてきた。これらにくらべて、中曽根および竹下税制改革が、どんな性格をもつものであるかは、明々白々といわなければなるまい。

第二点は、総合累進の所得税に代えて、いわゆる「薄く広く」負担する税という名目で消費課税を税制の枢軸に据えようとしたことである。使い方によっては、奢侈品課税と生活必需品免税という双方の利点をもつ物品税（その他の消費税を含む）の全廃と、（一般）消費税の新設がそれである。すべての消費財およびサービスについてその購入の都度、一定率をもって原則課税するという点では、それは欧米にさえ類をみない。

以上の二点を要約すれば、課税すなわち負担力の基本を、所得なかんずく総合所得への課税から、消費あるいは分離課税に移そうということであり、それを税の負担率でいえば、定率（フラット）課税ということである。そこには総合累進（繰り返えすようであるが、最低生活費免税）の所得税中心という、戦後の税制民主化の支柱となってきた課税原則の放棄（といってよい）だけが際立っている。

奇妙なことに、これだけの意味をもつ、いわゆる税制改革の根拠はきわめて薄弱である。もちろんそのための理由づけは、数えきれないほどに横行・充満している。だがそれは、消費税（付加価値税）導入を至上の前提とする弁護論にすぎない。

本書は、このような特徴をもつ税制改革案への必ずしも直截な批判の書ではない。シャウプ勧告以来の日本の税制に関する税制理論を中心とした検討の書である。それはそのまま、わたしのたどった租税研究の一里塚ともいえる諸論文の集成である。じつは、それこそが税制改革批判の地道な集成だと考えて、読者の皆さんに提供しようとするものである。

一九八九年九月

著者

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.c

目次

I 戦後税制とシャウプ勧告

第一章 シャウプ勧告の論理 2
第一節 所得税中心主義 2
1 戦後所得税制度の危機とその再編 2
2 総合課税の徹底とその意味 4
第二節 法人課税論 8
1 法人擬制説とその役割 8
2 キャピタル・ゲインの全額課税と法人課税 12
3 法人個人を通ずる課税の基礎としての資産再評価 14
第二章 勧告後の日本税制 15
第一節 戦後日本の租税構造の概要 15
第二節 所得税の構造 19

1 大衆的所得税制の再編成 20
2 総合課税の実態 21
第三節 法人税の課税構造 24
1 法人税率 25
2 配当所得への課税方式と株式譲渡所得税の廃止 26
3 法人の損益計算の緩和 28
4 資産再評価の現実過程 30
第四節 消費課税ないし間接税の構造 31
1 現代税制における間接税の位置 31
2 シャウプ勧告における間接税 33
3 間接税の構造 34
第三章 シャウプ勧告と地方税財政 38
第一節 戦後の地方制度民主化の特質 38
1 民主化とその限界 38
2 ドッジ・ラインと地方財政の危機 40
第二節 シャウプ勧告における地方税財政改革案 42
1 財政自治の限界 42
2 独立税主義と大衆課税 43
3 補助金整理と平衡交付金制度 45

第三節　勧告後の地方税財政　46
1　見送られた事務再配分と補助金整理の挫折　46
2　意味をかえた独立税増強策　47
3　平衡交付金の変質と地方財政計画　49

第四章　資本蓄積の租税構造論
——シャウプ勧告の評価——　52

第一節　シャウプ勧告の核心　52
第二節　法人課税の擬制説的構成の意義　55
1　法人擬制説のもとでの内部留保　55
2　内部留保とキャピタル・ゲイン課税　57
3　低い法人税率の設定　59
4　所得計算の緩和　62
第三節　キャピタル・ゲイン全額課税制度の役割　64
1　キャピタル・ゲイン課税と法人税　64
2　シャウプ的フィクションの批判　66
3　キャピタル・ゲイン課税の直接間接の役割　70
第四節　大小法人の差別課税　72

II　現代税制の基本問題

第五章　現代の税制と所得課税論 ―― 76
第一節　所得課税発展の根拠　76
1　所得課税の地位　76
2　所得課税発展の背景　77
3　所得課税システムの多収性　80
第二節　所得課税行政の諸条件　85
1　近代会計の発達　85
2　株式会社をつうじての所得分配　87
第六章　法人課税の発展史論 ―― 91
第一節　株式会社生成期の法人課税――第一期　91
1　近代所得税の確立　91
2　第一期の特質　92
第二節　法人課税の第二期とその特質　99
1　法人課税展開の要因　99
2　第二期の特質　103

第七章　国家独占資本主義の租税論　108
第一節　国独資税制批判の視点　108
1　国独資的蓄積と税制　108
2　財源配分論　110
3　「費用利潤化」の視点　111
第二節　国独資的蓄積の特殊な様式と企業課税　113
1　不払費用と超過利潤　113
2　不払費用利潤化の「一次形態」と諸税制度　116
3　利潤の擬制資本化と諸税制度　124
第三節　企業課税とその財源配分の方式について　133
1　二つの配分問題　133
2　財源の時期的配分　134
3　中央と地方、地方団体間の配分問題　137
第八章　大工業都市の市税構造と諸階級
——北九州市を事例として——　143
第一節　北九州経済の特質——市税分析の前提　143
第二節　市税制度の役割　147
1　大企業課税制度　147

2　住民諸階層と市税負担　152
第三節　市税収入の構造　157
1　市税収入の低位とその諸要因　157
2　市税収入の非弾力性と不安定性　163

III　税財政改革論

第九章　税財政改革の構想 ―――――― 168
第一節　財政改革論の系譜　168
第二節　経済改革と財政改革　171
1　国民生活の防衛と充実のための政策と財政改革論　173
2　経済の民主的計画化と財政改革論　176
第三節　税制改革と財政基盤の民主的強化　178
1　支出や財政投融資の洗い直しと節減　178
2　税制民主化と税外諸負担の適正化　180
3　公債ならびに公信用について　184
第四節　財政制度改革論　186
1　財政制度改革の一般問題　186
2　中央と地方の財政関係改革論　190

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

第一〇章 国と自治体の税財政関係の改革 195
第一節 国と地方の事務配分と負担区分 195
1 事務配分論 195
2 負担区分論 197
3 機関委任事務と行財政の監督権 199
第二節 地方税の性質と税源配分論 200
1 地方税と課税の自主権 200
2 税源配分論 202
第三節 財政調整制度 206
1 広義の調整諸制度とその限界 207
2 固有の地方財政調整制度 209
第四節 地方債について 212

IV 日本経済と税制の現段階

第一一章 日本経済の国際化と税財政 216
第一節 八〇年代前半の経済と行財政改革 216
1 日本独占の八〇年代戦略 216

2　「臨調行革」路線の特質　218
第二節　八五年度政府予算をめぐる内外の経済情勢　220
1　アメリカ経済と世界経済におけるその位置　220
2　日本経済の問題点と政府予算　225
第一二章　日本経済の岐路と税財政再編――229
第一節　構造調整下の税財政　229
1　日本経済の新局面　229
2　新たな段階での財界本位の財政への再編　236
3　中曽根税制「改革」の基本構造　241
第二節　八九年度政府予算案の反国民性――その四大特徴　246
1　「世界への貢献」という名の対米バードン・シェアリング　246
2　消費税の円滑実施　250
3　〝ふるさと創生〟が泣く――地方財政　251
4　〝ゆるみ〟と〝しばり〟の予算　253
第一三章　自民党政府の税制改革を批判する――255
第一節　中曽根税制改革の本質　255
1　基本路線にそった利子への定率分離課税　256
2　マル優乱用、貯蓄、減税をどうみるか　258

第二節　なぜいま大型間接税か　262
1　税財政再編の背景　262
2　薄弱な「税制改革」の根拠　264
3　竹下内閣の執念の背景　267
第三節　国民負担の増大を当然視する竹下税制改革　268
1　税制改革法案とは何か　268
2　税制改革法案の考え方　270
3　消費税の批判　274
あとがき　279

I 戦後税制とシャウプ勧告

第一章　シャウプ勧告の論理

第一節　所得税中心主義

戦後税制の構造を明らかにするためには、やはりシャウプ勧告にまでさかのぼる必要がある。シャウプ勧告は、戦後税制の未曾有の危機のなかで所得税を全税制の中核として再編確立し、これを中心として戦後の資本蓄積税制の骨格を構築したと考えてよいからである。

1　戦後所得税制度の危機とその再編

現代の所得税制度の発展は、所得分配機構としての株式会社の巨大な役割にその多くを依存する。第二次大戦直後数年は、所得分配機構としての法人、とりわけ大法人の地位の顕著な後退をもって特徴づけられる。シャウプ勧告の直前には、戦後の独占集中の動きがいっそう強くあらわれていたにもかかわらず、なおそのような傾向が濃厚に残っていた。われわれはその指標を、たとえば国民所得における個人業主所得のウェイトが一九五〇年の時点でなお、法人所得と勤労所得の合計に匹敵する比重を占めていたという

事実に求めることができよう。

重い所得課税（課税最低限の著しい低さと、大衆所得層における急テンポの累進負担）が個人業主所得に主たるウェイトをおかねばならないという矛盾が、この時期までの所得税制度の危機を集中的にあらわすものであった。資本主義的な簿記記帳にもなじまず、まして戦後インフレ過程における実物経済の復活のなかで、これらの中小生産者大衆に対する課税は、極度の外形的推計＝天下り課税に依存するほかなかったのである。天下り所得決定が大衆層において急激に累進する税率構造をもって個々の税額が決定されるのであるから、納税者の抵抗による課税組織の混乱は避くべからざる結果であった。

所得税制度の危機を大型間接税＝一般売上税の新設によって回避するか、新たなインフレ政策に脱出の道を求めるか、いずれかの方法のみが残された道であった。しかし、大型間接税の大幅増徴策は、取引高税の失敗が雄弁に物語るようにほとんど実験ずみのものであったし、インフレ政策による負担の転嫁策も、ドッジ方式によって強い制約のもとにおかれていた。このような条件のもとで、シャウプ勧告の打ち出した方針が「全国民が支払う税」としての所得税の再編、それを中軸とした恒久的税制の確立であったのである。

シャウプ勧告がまず強調している点は、現代財政の収入源として、所得税のもつ高度の適格性である。間接税は所得税とくらべて現代財政の要求する巨額の収入を調達する手段としては、あまりに不完備な機構とされる。しかし勧告で強調されている所得税の適格性は、それが高額所得層の所得に対してもっている高度に累進的な課税能力の故ではなく、むしろ大衆的所得層における累進的税負担の効果が弾力的な税収を保障する、というところにおかれていた。

われわれは、勧告が現代の発展した所得税制度の拠って立つ基盤に立脚して、「大衆的」所得税制の構想

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.c